

第一条 公衆浴場法施行条例(昭和二十四年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(風紀)</p> <p>第六条 営業者は、次に掲げる基準に従つて、風紀を維持しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>七歳</u>以上の男女の混浴は、制止すること。ただし、利用形態から風紀上支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>三 略</p> <p>(衛生)</p> <p>第七条 営業者は、次に掲げる基準に従つて、浴場内外の清潔を常に保持しなければならない。</p> <p>一 十三 略</p> <p>十四 <u>浴槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用し、規則で定めるところにより残留塩素濃度</u>を管理すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法により消毒を行うこと。</p> <p>十五 二十八 略</p>	<p>(風紀)</p> <p>第六条 営業者は、次に掲げる基準に従つて、風紀を維持しなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 <u>十二歳</u>以上の男女の混浴は、制止すること。ただし、利用形態から風紀上支障がないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>三 略</p> <p>(衛生)</p> <p>第七条 営業者は、次に掲げる基準に従つて、浴場内外の清潔を常に保持しなければならない。</p> <p>一 十三 略</p> <p>十四 <u>浴槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用し、規則で定めるところにより遊離残留塩素濃度</u>を管理すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法により消毒を行うこと。</p> <p>十五 二十八 略</p>

(旅館業法施行条例の一部改正)

第二条 旅館業法施行条例(昭和三十二年栃木県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第十二条 入浴設備については、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 <u>浴槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用し、規則で定めるところにより残留塩素濃度</u>を管理すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法により消毒を行うこと。</p> <p>八 十四 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>第十二条 入浴設備については、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 六 略</p> <p>七 <u>浴槽の温湯の消毒は、塩素系薬剤を使用し、規則で定めるところにより遊離残留塩素濃度</u>を管理すること。ただし、これにより難しい場合にあつては、塩素系薬剤の使用と同等以上の殺菌効果のある方法により消毒を行うこと。</p> <p>八 十四 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第一条中公衆浴場法施行条例第七条第十四号の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

(生活衛生課)

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例(平成二十五年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号) <u>第二条第二十項</u>に規定する特定認証紛争解決事業者が行う <u>同条第二十一項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>四・六 略</p>	<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、当該求償権の放棄等が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づくものであり、かつ、中小企業者等の事業の再生に資すると認めるときは、当該求償権の放棄等を承認することができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号) <u>第二条第十五項</u>に規定する特定認証紛争解決事業者が行う <u>同条第十六項</u>に規定する特定認証紛争解決手続に基づき策定された事業の再生に関する計画</p> <p>四・六 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(経営支援課)

栃木県条例第五十五号

流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例

流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例(昭和三十六年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、下水道法(昭和三十二年法律第七十九号。以下「法」という。) <u>第二十五条の三十第一項</u>において準用する法第七條第二項及び第二十一條第二項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準等を定めるものとする。</p> <p>(流域下水道の構造の技術上の基準)</p> <p>第三条 法 <u>第二十五条の三十第一項</u>において準用する法第七條第二項に規定する流域下水道の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、下水道法(昭和三十二年法律第七十九号。以下「法」という。) <u>第二十五条の十八第一項</u>において準用する法第七條第二項及び第二十一條第二項の規定に基づき、流域下水道の構造の技術上の基準等を定めるものとする。</p> <p>(流域下水道の構造の技術上の基準)</p> <p>第三条 法 <u>第二十五条の十八第一項</u>において準用する法第七條第二項に規定する流域下水道の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜三 略</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p>

第五条 法第二十五条の三十第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 六 略

第五条 法第二十五条の十八第一項において準用する法第二十一条第二項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 六 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(都市整備課)

栃木県条例第五十六号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例（平成五年栃木県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料の部(1)運動施設の敷イ専用利用の場合の項(武)武道館の表中

弓道場 (近的射場)	一	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,020円	3,040円	4,050円
			入場料を徴収する場合	10,100円	15,100円	20,200円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,100円	18,200円	24,200円
			入場料を徴収する場合	60,800円	91,300円	121,000円

を

弓道場 (近的射場)	一	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,020円	3,040円	4,050円
			入場料を徴収する場合	10,100円	15,100円	20,200円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,100円	18,200円	24,200円
			入場料を徴収する場合	60,800円	91,300円	121,000円
弓道場 (遠的射場)	一	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,020円	3,040円	4,050円
			入場料を徴収する場合	10,100円	15,100円	20,200円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,100円	18,200円	24,200円
			入場料を徴収する場合	60,800円	91,300円	121,000円

に 改

※ 匡正されたものに長くなる。

(七) 多目的広場(クレイ)

利用区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時30分から 午後6時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合		1,750円	2,360円	3,980円
	入場料を徴収する場合		4,370円	5,900円	9,950円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		4,370円	5,900円	9,950円
	入場料を徴収する場合		43,700円	59,000円	99,500円

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第10条、第13条関係)</p> <p>1～6 略</p> <p>7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場、<u>多目的広場(投てき場)若しくは多目的広場(クレイ)</u>(以下「第2陸上競技場等」という。)若しくはテニスコートを専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは多目的広場(投てき場)の会議室を利用する場合の使用料は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>8 第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場若しくは<u>多目的広場(投てき場)</u>を専用利用す</p>	<p>別表(第10条、第13条関係)</p> <p>1～6 略</p> <p>7 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 やむを得ない理由により午前8時30分前又は午後6時後に第2陸上競技場、野球場(本球場)、野球場A、野球場B、野球場C、ウォームアップ場、サッカー・ラグビー場、相撲場若しくは多目的広場(投てき場)_____ (以下「第2陸上競技場等」という。)若しくはテニスコートを専用利用する場合又は第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場、テニスコート若しくは多目的広場(投てき場)の会議室を利用する場合の使用料は、当該午前8時30分前又は午後6時後の利用時間1時間につき、次に掲げる額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>5～7 略</p> <p>8 第2陸上競技場、野球場(本球場)、サッカー・ラグビー場又は_____ 多目的広場(投てき場)を専用利用す</p>

る者が当該専用利用に際し当該専用利用に係る施設の会議室を利用する場合又は多目的広場（クレイ）を専用利用する者が当該専用利用に際し多目的広場（投てき場）の会議室を利用する場合の使用料は、無料とする。

9 略
8 略

る者が当該専用利用に際し当該専用利用に係る施設の会議室を利用する場合

の使用料は、無料とする。

9 略
8 略

附 則

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表7栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料の部(1)運動施設の款イ専用利用の場合の項に次のように加える改正規定、同部備考の改正規定及び次項の規定は、令和四年四月一日から施行する。
- 栃木県都市公園条例（昭和四十九年栃木県条例第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>別表第1（第7条、第12条関係）</p> <p>1 栃木県総合運動公園</p> <p>(1) 運動施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">施 設 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">栃木県総合運動公園北・中央エリア</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">多目的広場（投てき場）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">多目的広場（クレイ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) 略 2～9 略</p>	施 設 名		栃木県総合運動公園北・中央エリア	略	多目的広場（投てき場）	多目的広場（クレイ）	略	略		<p>別表第1（第7条、第12条関係）</p> <p>1 栃木県総合運動公園</p> <p>(1) 運動施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">施 設 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="width: 15%;">栃木県総合運動公園北・中央エリア</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">多目的広場（投てき場）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">多目的広場（クレイ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)・(3) 略 2～9 略</p>	施 設 名		栃木県総合運動公園北・中央エリア	略	多目的広場（投てき場）	多目的広場（クレイ）	略	略	
施 設 名																			
栃木県総合運動公園北・中央エリア	略																		
	多目的広場（投てき場）																		
	多目的広場（クレイ）																		
	略																		
略																			
施 設 名																			
栃木県総合運動公園北・中央エリア	略																		
	多目的広場（投てき場）																		
	多目的広場（クレイ）																		
	略																		
略																			

(教育委員会事務局スポーツ振興課)